

## 環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係るプロポーザル募集要項

### 1 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

### 2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (3) 事務局とは、環境対策課環境計画係をいう。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲載し、公表した日（令和8年4月8日（水））とする。

また、契約時まで以下に以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 東京都内（島しょ地域を除く）に本社、支社、営業所等を有すること。
- (2) 業務責任者が調査設計に関する知識や技術、環境施策への知見を有すること。
- (3) 令和3年度以降、環境に関する計画策定支援業務やそれに伴う調査業務、CO<sub>2</sub>排出量算定に関する調査業務について官公庁及びそれに準ずる者からの受託実績を有する法人であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

### 4 応募手続き

プロポーザルに応募する者は、「環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に全ての必要書類（「10 企

画提案書等の作成及び提出方法」を参照)を添えて、令和8年4月28日(火)午後5時までに事務局へ持参または郵送(必着)により提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

注) 持参する場合は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

## 5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」(第3号様式)を持参または郵送により事務局へ提出すること。

注) 持参する場合は、あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

## 6 質疑・回答

### (1) 質疑の方法

プロポーザルへの応募を希望する者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」(第4号様式)を以下のとおり提出する。

- ・提出期限：令和8年4月15日(水)午後5時
- ・提出方法 メール又はファクシミリによる送信とする。

メールアドレス kankyo@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-5273-4070

※その他の方法(電話や窓口等)による質問、応募以外に関する質問には一切応じない。

※メール送信による場合の件名は、「環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託質問書(事業者名)」とすること。

※区は質問書を受領したら、4月16日(木)正午までに「受領した旨」メール又はFAXで返信する。返信がない場合は、区へ到着していない可能性があるため、4月16日(木)午後5時までに、事務局まで必ず電話連絡すること。

### (2) 質疑に対する回答

回答は、令和8年4月20日(月)午後5時までに区公式ホームページに掲載する。

## 7 委託契約上限額

7,436,000円(税込)

## 8 契約予定日 令和8年6月上旬

## 9 委託を予定している内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

10 企画提案書等の作成及び提出方法

(1) 提出書類、部数等

- ① 環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書

【様式】第1号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】1部（正本1部）

- ② 「3参加資格（3）」で要件としている業務委託にかかる契約書の写し

【部数】8部（正本1部、副本7部）※

※契約件名、発注者、契約期間が記載された部分の写しで直近に契約したもの。

- ③ 企画提案書

【様式】第2号様式を使用し、文字の大きさは10.5ポイント以上とする

【部数】8部（正本1部、副本7部）※

※ページ番号を付け、項目毎にインデックス（見出し）を付けること。

※A4判、両面印刷（表紙は片面でも可能）とし、左上1か所をとじること。

- ④ 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-2号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

【部数】8部（正本1部、副本7部）

- ⑤ 応募事業者の会社概要

任意の書式で自社の概要（設立日、設立目的、従業員数、事業内容や活動内容等）を記載した資料とする。

【部数】8部（正本1部、副本7部）

※A4判、横書き、文字の大きさは10.5ポイント以上、両面印刷でページ番号をつけること。

※その他自社のパンフレットやリーフレット等があれば別途1部提出すること。

- ⑥ 財務諸表（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得している場合は、提出不要）

貸借対照表及び損益計算書（いずれも過去1年分。様式任意）

【部数】8部（正本1部、副本7部）

- ⑦ その他の書類

これまでの実績や自社の事業等で参考となる資料があれば提出することができる（任意）。

【部数】 8部（正本1部、副本7部）

※A4判、横書き、文字の大きさは10.5ポイント以上、両面印刷でページ番号をつけること。

⑧ 提出期限

令和8年4月28日（火）午後5時

なお、提出期限までに本募集要項10（1）に記載する企画提案書、見積書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

（2）留意事項

選定の中立性を担保するため、提出書類の副本においては、事業者名等を特定する表現（事業者名、所在地、電話番号等）の使用をしないこと。すでに名称が記載されている書類は塗りつぶしする等、特定できないようにすること。

※マジック等で塗りつぶす場合は透けて見えることがあるので、塗りつぶしたものをコピーする等、完全に見えない状態で提出すること。

（3）企画提案書の内容

企画提案書（第2号様式）に記載する事項は、別紙2「企画提案内容」のとおり

1.1 企画提案の評価（選定）方法

環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

（1）第1段階評価（第一次選定）

企画提案書をもとに評価し、上位の3者（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点の60%に満たない場合、又は、見積書の価格が委託契約上限額を超える場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、評価結果については、第1段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

（2）第2段階評価（第二次選定）

第2段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日時】 令和8年5月28日（木）午後に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第1段階評価終了後に電子メール等により通知する。

電子メール等を受信した際は、受信確認の電子メール等を発信元に返信すること。

(3) 第1段階評価及び第2段階評価の評価基準

No.	評価項目	評価内容
1	法人の安定性・適格性	実績やノウハウ
2	現状の把握・分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する国や都の動向や社会情勢を踏まえた、区の目標や指標、取組の過不足についての認識</li> <li>・環境分野、特に地球温暖化対策・脱炭素の取組における区の課題に対する認識</li> </ul>
3	調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状分析により把握した課題の原因や背景を明らかにするための調査設計の手法</li> <li>・アンケート調査についての知見</li> <li>・調査回収率向上のための工夫</li> </ul>
4	調査の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査により収集したデータを的確に集計・分析する技術や評価の手法</li> <li>・アンケート調査により判明した課題に対し、対応策を提示した事例や実績</li> </ul>
5	執行体制・スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を実施するための組織・人員体制</li> <li>・従事予定者の経歴・役職、保有する資格等</li> <li>・調査報告書納品までのスケジュール</li> </ul>

(4) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額の範囲内の事業者のうち、第1段階評価及び第2段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者として選定する。ただし、第2段階評価の評価点が満点に対して60%以上であることを条件とする。

(5) 選定結果の通知

第2段階評価参加者に対して選定結果を通知する。通知送付後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳を区公式ホームページで概ね1年間公表する。

1.2 スケジュール（予定）

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 募集要項の配布    | 令和8年4月8日（水）～4月28日（火） |
| (2) 質問書の受付     | 令和8年4月15日（水）午後5時まで   |
| (3) 応募受付（締切）   | 令和8年4月28日（火）午後5時まで   |
| (4) 第1次選定結果の通知 | 令和8年5月13日（水）頃（発送）    |
| (5) 第2次選定      | 令和8年5月28日（木）午後（予定）   |
| (6) 第2次選定結果の通知 | 令和8年6月5日（金）頃（発送）     |

### 1.3 留意事項

#### (1) 提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

#### (2) 本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

#### (3) 契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

#### (4) 参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

#### (5) 情報公開

提出された企画提案書等は、新宿区情報公開条例（平成13年条例第5号）の公文書公開請求の対象となる。

#### (6) 適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、環境に関する区民及び事業所アンケート調査業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

#### (7) 新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第2号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

### 1.4 各種書類の提出先及び問合せ先（プロポーザル事務局）

新宿区環境清掃部環境対策課環境計画係 担当 深沢・内田

住所：〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号本庁舎7階

電話：03-5273-3763（直通）

FAX：03-5273-4070

e-mail：kankyo@city.shinjuku.lg.jp